

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十六号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

（奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正）

第一条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。